

川越市告示第 122 号

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により、特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域、振動規制法第 4 条第 1 項の規定により、特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準、振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 1 付表第 1 号の規定により、同号イからニまでのいずれかに該当する区域並びに振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 及び同表備考 2 の規定により、同表備考 1 各号に掲げる区域及び同表備考 2 各号に掲げる時間を次のとおり定め、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

平成 15 年 3 月 18 日

川越市長 舟橋 功 一

1 特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 5 条第 1 項の規定による都市計画区域の指定がされている区域で、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による工業専用地域の指定がされている区域を除く全域

2 特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準

時間及び区域の区分ごとの規制基準は、別表 1 のとおりとする。

別表 1 の第 1 種区域及び第 2 種区域の区分は、別表 2 のとおりとする。

次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、別表 1 で定める当該値から 5 デシベル減じた値とする。

ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校

イ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所

ウ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

エ 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館

オ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

3 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準に基づく区域

別表 2 に定める第 1 種区域及び第 2 種区域とする。ただし、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による工業地域の指定がされている区域は除く。

前号に規定する区域以外の区域であって、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 80 メートル以内の区域

ア 学校教育法第 1 条に規定する学校

イ 児童福祉法第 7 条に規定する保育所

ウ 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

エ 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館

オ 老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

4 振動規制法第 16 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における道路交通振動の限度を定める命令の規定に基づく区域及び時間

第 1 種区域及び第 2 種区域は、別表 2 のとおりとする。

昼間及び夜間の時間は、別表 1 に定める昼間及び夜間の時間とする。

別表 1

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	夜間 (午後 7 時から翌日 の午前 8 時まで)
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

別表 2

区域の区分	該当地域
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

備考

- 1 別表 2 に掲げる第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる地域を、用途地域の指定のない地域とは、都市計画法第 5 条第 1 項の規定による都市計画区域の指定がされている区域のうち、同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による用途地域の指定がされていない区域をいう。